

山梨県保育教諭確保対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県保育教諭確保対策支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得及び更新を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「幼保連携型認定こども園等」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）に基づき、幼保連携型認定こども園等の対象施設に勤務している者であり、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者等が行う別表に掲げる養成施設の受講及び幼保連携型認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、交付の対象とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の4のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付申請書、実施計画書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象施設の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第1号の2）その他必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。この場合において、実施計画書は、対象となる人数分を提出すること。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及

び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、第 6 条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第 2 号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（申請の取り下げ）

第 8 条 交付決定の通知を受けたものは、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げ用とするときは交付決定から 30 日以内に、その旨を県に申し出なければならない。

（補助金の交付の条件）

第 9 条 規則第 6 条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助事業の補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）知事は、第 6 条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

（補助事業の遂行）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、経費の効率的支出に努めなければならない。

（事業遂行状況報告）

第 11 条 補助事業者は、知事から指示があったときは、事業の遂行状況を記載した書面（任意様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

第 12 条 補助事業者は交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延

報告書（様式4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告書の様式、提出期限）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に完了報告書（様式第6号）その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、完了報告書は、対象となる者ごとに作成し、提出すること。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第15条 知事は第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

（2）補助事業者が補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

（3）補助事業者が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

（4）交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金の支払は、補助事業完了後、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第1号から様式第5号までの様式(「平成」を「令和」に改める部分に限る。)については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する

別表（第４条及び第５条関係）

1 補助事業 の区分	2 補助対象経費	3 実施要件	4 補助基準額
①保育教諭 確保対策 支援事業	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税	①本事業の対象となる施設は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設であること。 ②本事業の対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。 (1) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、教育職員免許法附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度の対象者であること。 (2) 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。 (3) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、幼保連携型認定こども園等において、原則１年以上勤務すること。 ③本事業を活用して幼稚園教諭免許状を取得する職員に係る受講料等の講習施設への支払いについては、原則として、当該職員が勤務する施設が負担すること。	2 の対象経費の 1 / 2 を交付対象とし、対象者 1 人につき 1 0 0 千円を上限とする。

1 補助事業 の 区 分	2 補助対象経費	3 実施要件	4 補助基準額
② 代替 幼 稚 園 教 諭 雇 上 費	幼保連携型認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費	こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭であること。	一日当たり 7, 4 4 0 円